

防経施第7468号
20. 6. 17
改正 防官文(事)第18号
27. 10. 1

経理装備局長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

事務次官

自衛隊施設の整備を提供施設等整備費により実施する場合の事務手続について (通達)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第4項(b)の規定に基づき合衆国軍隊に一定の期間に限って使用させる施設の建設工事(本工事に伴い代替施設等を整備する工事を含む。)であって、これにより完成した施設が自衛隊施設として供用されるものに係るもの(提供施設等整備費で実施するものに限る。)の事務手続に関し、防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令(平成19年防衛省訓令第66号。以下「訓令」という。)の運用について下記のとおり定められたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

- 1 基本計画書の作成又は変更にあたっては、幕僚長等(訓令第4条第5号に規定する幕僚長等をいう。以下同じ。)は、これらに必要な資料を地方協力局長に求めるものとする。
- 2 実施計画書の作成にあたっては、地方防衛局長等(訓令第4条第6号に規定する地方防衛局長等をいう。以下同じ。)は、取得等要求機関の長(訓令第4条第7号に規定する取得等要求機関の長をいう。以下同じ。)のほか、地方協力局長その他関係機関と必要な調整を行うものとする。
- 3 工事契約締結の報告書の提出にあたっては、地方防衛局長等は、本通達に該当する工事に係る報告書を別途作成するものとする。
また、整備計画局長は、当該報告書の写しを幕僚長等のほか、地方協力局長に送付するものとする。
- 4 工事完成の報告書の提出にあたっては、地方防衛局長等は、本通達に該当する工事に係る報告書を別途作成するものとする。
また、地方防衛局長等は、当該報告書の写しを取得等要求機関の長のほか、地方協力局長に送付するものとする。
- 5 予算要求資料その他必要な資料の作成にあたっては、地方協力局長は幕僚長等と必要な調整を行うものとする。